

入 札 説 明 書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

1 入札公告の日

令和7年6月11日

2 入札に付する事項

- (1) 件名 市立小学校、中学校及び幼稚園から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（北部）
- (2) 委託番号 216
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 仕様書のとおり
- (5) 入札参加形態 入札公告1の（5）のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 担当部局

- (1) 本件契約に係る入札について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市財政局財政部調達課業務契約班
電話番号 073-435-1033
FAX番号 073-435-1259
- (2) 本件契約に係る仕様・契約について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市教育委員会事務局教育学習部教育政策課
電話番号 073-435-1189
FAX番号 073-435-1287

5 競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札に参加を希望する者は、入札公告及び仕様書に定める要件を満たし、確実に履行可能である場合に限り、入札公告2に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告3の（3）に掲げる提出期間に申請書及び確認資料を提出しない者並びに資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、本件契約に係る入札に参加することができない。

(1) 申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

入札公告3の（3）のとおり

(3) 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記4の（1）に同じ。

(4) 申請書の記載方法

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を申請書に記載すること。

（5）確認資料の作成方法

確認資料は、次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア 和歌山市に対し納付すべき市税に未納がないことを証する書類

和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。ただし、資格者名簿に登録された後において、指定された期間以降に当該証明書を提出している場合は、当該証明書を提出する必要はない。

イ 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。ただし、資格者名簿に登録された後において、指定された期間以降に当該証明書を提出している場合は、当該証明書を提出する必要はない。

ウ 法人設立・事務所等設置申告書の写し

和歌山市以外に本店（主たる営業所）を有している者に限り、和歌山市長に対し届出を行った「法人設立・事務所等設置申告書」の写しを提出すること。ただし、和歌山市長に対し当該申告書の届出を行っているが当該申告書の届出年度が著しく過年度等であるためにこれを提出することが困難である場合は、和歌山市内の支店等に係る法人市民税納税証明書を提出することにより、これに代えることができる。なお、当該証明書については、直近決算期かつ本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 入札公告2の（9）に掲げる許可を受けていることを証する書類

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）第28条第1項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬について和歌山市長の許可を受けていることを証する書類として、一般廃棄物収集運搬業許可証（業種は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業とする。）の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

オ 入札公告2の（10）に掲げる許可を受けていることを証する書類

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）第28条第1項に規定する一般廃棄物の処分（品目に木くずを含む。）について和歌山市長の許可を受けていることを証する書類として、一般廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

カ 入札公告2の（11）に掲げる許可を受けていることを証する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬（品目に廃プラスチック類、金属くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを含む。）について和歌山県知事又は和歌山市長の許可を受けていることを証する書類として、産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

キ 入札公告2の（12）に掲げる許可を受けていることを証する書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集又は運搬（品目に廃プラスチック類、金属くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを含む。）及び第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分（品目に廃プラスチック類、金属くず及びガラス・コンクリート・陶磁器くずを含む。）について、本件契約に係る産業廃棄物が搬入される処分施設が存在す

る区域を管轄する都道府県又は指定都市（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項に規定するもの）の許可を受けていることを証する書類として、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

(6) 競争入札参加資格確認通知

資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して3日（休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(7) 入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記5の(6)の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を含む。）後の日の午後5時まで

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ 提出場所

上記4の(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(8) 入札参加資格の喪失

資格確認により入札参加資格を有すると認めた者が次のいずれかに該当するときは、本件契約に係る入札参加資格は喪失する。

ア 入札公告2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき。

(9) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたときは、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

カ 申請書の提出があったときは、地方自治法施行令、和歌山市契約規則及び仕様書承諾のうえ、仕様書規定どおりの履行が可能であることを申請者自ら証明したものとする。

6 仕様書等に関する質問方法等

(1) 質問方法

仕様書のとおり

(2) 問い合わせ先

上記4の(2)に同じ。

7 入札（現場）説明会

入札公告3の(5)のとおり

8 入札（開札）等

（１）担当部局

上記４の（１）に同じ。

（２）入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告３の（６）のとおり

（３）入札（開札）における注意事項

ア 入札条件を遵守すること。

イ 入札執行場所に入室しようとするときは、上記５の（６）の競争入札参加資格確認通知書を入札担当職員に提示すること。

ウ 入札書は、入札（開札）の日の当日、所定の入札（開札）の開始時刻までに持参し、入札箱に投入すること。なお、入札（開札）の開始時刻後においては、入札執行場所への入室を認めないため、本件契約に係る入札に参加することができない。

エ 代理人をして入札しようとするときは、入札権限を委任した旨の記載した委任状を提出すること。

（４）金額の記載方法

入札は総額で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額を入札書に記載すること。

9 その他

（１）前払い制度

入札公告４の（１）のとおり

（２）部分払い制度

入札公告４の（２）のとおり

（３）議会の議決

入札公告４の（３）のとおり

（４）入札保証金

入札公告４の（４）のとおり

（５）契約保証金

入札公告４の（５）のとおり

（６）最低制限価格の設定

入札公告４の（６）のとおり

（７）契約書作成の要否

入札公告４の（７）のとおり

（８）入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

（９）手続における交渉の有無

無し